

鳥取県公立学校の教職員としての資質の向上に関する指標【栄養教諭、学校栄養主任、学校栄養職員】

令和6年4月1日 鳥取県教育委員会

職 観点 キーワード	ステージ	栄養教諭				学校栄養主任	
		学校栄養職員	育成期(第1ステージ) (1~5年目)	向上期(第2ステージ) (6~10年目)	充実期(第3ステージ) (11年目以降)		
素 養	豊かな人間性、創造力、寛容性、人権意識	よりよい社会の実現に向け、自他の価値を尊重し、自らの人間性や創造性を高めることができる。					
	前向きな姿勢、向上心、適応力	学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、学び続けることができる。					
	教育的愛情、児童生徒理解、判断力	児童生徒に対する理解を深め、自発的・主体的な成長や発達を支援することができる。					
	専門的知識・技能、指導力・構想力	食に関する専門的知識・技能を有し、児童生徒の主体的な学びを支援することができる。					
	社会性、協調性、コミュニケーション力	学校組織の一員として、学校内の多様な人材、家庭や地域等と連携・協働を図ることができる。					
	使命感、責任感、倫理観	教育公務員としての倫理観及び法令遵守の精神に基づき、責任ある言動をとることができる。					
食 に 関 す る 指 導	各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントの実施	・教育課程の編成に関する基礎理論・知識を習得している。 【栄養教諭】 ・食に関する指導に係る全体計画 ・年間指導計画 ・単元構想 ・学習指導案	・「学習指導要領」の趣旨・内容を踏まえた食育の視点を理解し、地域の食育推進計画及び食育に関する教科・領域の年間指導計画を把握したうえで食に関する指導に係る全体計画を作成するとともに、児童生徒の実態に応じた給食の時間及び教科等における食に関する指導に取り組んでいる。	・「学習指導要領」の趣旨・内容及び地域の食育推進計画及び食育に関する教科・領域の年間指導計画を把握したうえで食に関する指導に係る全体計画及び年間指導計画の工夫・改善を行ふとともに、児童生徒の実態や学校、地域の特色を生かした給食の時間及び教科等における食に関する指導に取り組み、専門性の向上を図っている。	・「学習指導要領」の趣旨・内容及び地域の食育推進計画及び食育に関する教員との連携を図りながら児童生徒の実態に応じた給食の時間及び教科等における食に関する指導に係る全体計画及び年間指導計画の工夫・改善を行ふとともに、児童生徒の実態や学校、地域の特色を生かした給食の時間及び教科等における食に関する指導に取り組み、専門性の向上を図っている。	・校長の示す学校教育目標や学校として目指す方向性、及び教育活動の在り方を踏まえ、学校の特色化・魅力化づくりに積極的に関与している。 ・地域の食育推進計画の改善や策定に参画するとともに、地域の特色や課題を考慮した学校における食育の中心的役割を果たしている。	
給 食 管 理 及 び 児 童 生 徒 理 解 ・ 指 導	給食管理	・栄養管理 【学校栄養職員】 ・食に関する指導に係る全体計画 ・年間指導計画 ・単元構想 ・学習指導案	・学校給食の役割を理解し、学校給食実施基準に沿った栄養管理を行うことができる。 ・地域の特産品を活用する意義や目的を理解している。	・「学習指導要領」の趣旨・内容を踏まえた食育の視点を理解し、地域の食育推進計画及び食に関する指導に係る全体計画を把握し、児童生徒の実態に応じた給食の時間及び教科等における食に関する指導に努めている。	・「学習指導要領」の趣旨・内容及び食に関する指導に係る全体計画を把握し、教員との連携を図りながら、児童生徒の実態や学校、地域の特色を生かした給食の時間及び教科等における食に関する指導に努め、専門性の向上を図っている。	・学校における食育の企画・運営に積極的に携わり、食に関する指導に係る全体計画に沿った食育推進体制の充実を図っている。 ・学校における食育の企画・運営に積極的に携わり、食に関する指導の全体計画に沿った食育の推進体制の充実を図っている。	・地域の食育推進計画の改善や策定に参画するとともに、地域の特色や課題を考慮して学校における食育の充実に努めている。
	食に関する相談、生徒指導及びいじめ・不登校対策	・衛生管理	・学校給食の施設設備や調理工程等を踏まえ、学校給食実施基準に基づき食品構成を考慮した献立を作成しようとしている。 ・地域の生産者や関係機関と連携し、学校給食に地場産物や郷土食を積極的に取り入れている。	・児童生徒の成長や地域の特性を踏まえた栄養管理を行うとともに、適切な評価や改善で努めている。 ・地場産物や郷土食を取り入れた学校給食を食に関する指導に活用し、食育の推進を図っている。	・児童生徒の実態に沿った栄養管理のあり方について関係者と共に、課題の解決のための指導助言を行うことができる。	・児童生徒の実態を的確に把握し、個に応じた適切な指導・支援を組織的に継続して行っている。 ・児童生徒の食に関する課題について、関係教職員間で共通理解を図ることとともに、課題の解決に向けて、関係教職員及び関係機関と連携しながら組織的に対応している。	・地域の給食管理及び学校給食運営について、積極的に関与している。 ・学校教育活動全体を通じた地場産物の活用促進を行うとともに、食生活の改善や食文化継承に関する啓発を行っている。
	特別な配慮を必要とする児童生徒への指導	・個への対応 ・コミュニケーション能力	・生徒指導、教育相談に関する基礎理論・知識を習得している。 ・個への対応 ・コミュニケーション能力	・食に関する相談や生徒指導を適切に行う上で必要な理論や技法について理解するとともに、必要に応じて食物アレルギー等の児童生徒の特性や家庭環境等を把握し、個に応じた必要な指導・支援を行っている。 ・児童生徒の食に関する課題について、関係教職員への報告・連絡・相談を密に連携しながら、課題の解決に向けて組織的に取り組んでいる。	・担当する学校給食施設の設備や人員の状況を踏まえ、適切に学校給食衛生管理基準を運用することができる。	・児童生徒の実態を的確に把握し、個に応じた適切な指導・支援を組織的に継続して行っている。 ・児童生徒の食に関する課題について教職員間で共通理解を図ることとともに、課題の解決に向けて、関係教職員及び関係機関と連携しながら組織的に対応している。	・安全安心な学校給食提供のため、衛生管理の徹底について指導的役割を果たしている。
学校運営・教職員連携	学校安全への対応	・危機管理	・給食管理における危機管理、及び学校教育の社会的・制度的・法律的・経営的理縫に関する基礎理論・知識を習得している。	・学校給食における食物アレルギー対応、異物混入対応、食中毒対応等、安全管理に食の提供のための危機管理のあり方にについて理解している。 ・調理場における問題点を把握し、課題の解決に向けた報告や協議を行っている。	・学校給食における食物アレルギー対応、異物混入対応、食中毒対応等の各マニュアルを整備し、積極的に提案や改善を行っている。 ・学校給食の安全について高い意識をもち、積極的に資質の向上を図っている。	・学校給食における食物アレルギー対応、異物混入対応、食中毒対応等の危機管理を組織的に推進している。 ・災害等、不測の事態における安全性な学校給食の提供のあり方について理解している。	・学校給食における食物アレルギー対応、異物混入対応、食中毒対応等の危機管理について、関係機関、学校、家庭、地域などと協力体制を構築している。
	家庭・地域とつながる力	・学校、家庭、地域との連携	・地域社会に貢献することについて、自分なりの考え方を持ち、実行しようとしている。	・家庭・地域と連携し、児童生徒を共に育んでいくとする関係を築いている。 ・関係機関等と連携し、業務の充実を図っている。	・家庭・地域・関係機関等と連携し、組織的な対応をしながら児童生徒の指導を推進している。	・家庭・地域・関係機関等との連絡・調整に努め、必要な情報収集・発信しながら、学校課題の解決に向けた校内体制を構築している。	・家庭・地域等との連携・調整役として、保護者や地域等の協力を得ながら学校課題の解決に向けた取組を推進する役目として率先して行動している。
	組織として連携・協働する力(同僚、関係機関、異校種)	・目標 ・業務改善 ・事務 ・外部 ・チームマネジメント ・協働的教職員集団づくり	・集団で業務を遂行する際、自らの役割に応じて適切に行動し、力を発揮している。	・管理職や同僚の指導・助言を受けながら、組織の中における自らの役割や責任を自覚するとともに、その一員としての業務を遂行している。 ・学校全体を広く見渡す視点に立って、自校の特色について把握し、その特色を生かして業務の充実を行っている。	・同僚と協働しながら適切に業務を遂行するとともに、関係機関・異校種との連携を適切に行っている。 ・学校全体を広く見渡す視点に立って、自校の特色について把握し、その特色を生かして業務の充実を行っている。	・学校課題の解決に向けて、関係機関・異校種との連携を計画的かつ積極的に行い、組織力を向上させていく。 ・組織全体について、自己の経験を生かしながら内外の環境を広く見渡し、その特色を生かした「チーム学校」(効果的・効率的な組織)としての教育活動を展開している。	・様々な学校課題の解決に向けて、教職員間や関係機関等との連携・協働体制の構築に向けて、校長を補佐しながら「チーム学校」(効果的・効率的な組織)作りに努めている。 ・教職員の意見を積極的に吸い上げるなど、風通しのよい職場作りに努めるとともに、働き方改革の推進に取り組んでいる。

※ 必要に応じて、「児童生徒」は「幼児児童生徒」と読み替える。